様式１

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　年 　月 　日

福津市長　　宛

認可を受けようとする地縁による

団体の名称及び主たる事務所の所在地

名　称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏　名

住　所

**認可申請書**

地方自治法第260条の2第1項の規定により、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

（別添書類）

１　規約

２　認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類

３　構成員の名簿

４　良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行ってい

ることを記載した書類

５　申請者が代表者であることを証する書類

６　区域を表示した図

　区自治会規約

第1章　総　則

(目的)

第1条　本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

(1)　回覧板の回付等区域内の会員相互の連絡に関すること。

(2)　美化・清掃等区域内の環境の整備に関すること。

(3)　集会施設その他の資産の維持管理、運営に関すること。

(4)　文化、体育レクリエーションに関すること。

(5)　その他目的達成に必要なこと。

(名称)

第2条　本会は、　　区自治会と称する。

(区域)

第3条　本会の区域は、別表第1に掲げる番地の区域とする。

(主たる事務所)

第4条　本会の主たる事務所は、福岡県福津市　　　　　　　　　　　番地に置く。

第2章　会　員

(会員)

第5条　本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

(会費)

第6条　会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(入会)

第7条　第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

2　本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(退会等)

第8条　会員が次の各号の一に該当する場合には退会したものとする。

(1)　第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合

(2)　本人より別に定める退会届が会長に提出された場合

2　会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

第3章　役　員

(役員の種別)

第9条　本会に、次の役員を置く。

(1)　会長　　1人

(2)　副会長　1人

(3)　会計　　1人

(4)　監事　　2人

(役員の選任)

第10条　役員は、総会において、会員の中から選任する。

2　監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

(役員の職務)

第11条　会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3　会計は、本会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。

4　監事は、次に掲げる業務を行う。

(1)　本会の会計及び資産の状況を監査すること。

(2)　会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。

(3)　会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総

会に報告すること。

(4)　前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

(役員の任期)

第12条　役員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2　補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3　役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第4章　総　会

(総会の種別)

第13条　本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第14条　総会は、会員をもって構成する。

(総会の権能)

第15条　総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第16条　通常総会は、毎年度決算終了後1箇月以内に開催する。

2　臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1)　会長が必要と認めたとき。

(2)　全会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(3)　第11条第4項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

(総会の招集)

第17条　総会は、会長が招集する。

2　会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3　総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の7日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第18条　総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第19条　総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第20条　総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の議決権)

第21条　会員は、総会において、各々1箇の表決権を有する。

(総会の書面表決等)

第22条　止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2　前項の場合における第19条及び第20条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第23条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)　日時及び場所

(2)　会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む）

(3)　開催目的、審議事項及び議決事項

(4)　議事の経過の概要及びその結果

(5)　議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印をしなければならない。

第5章　役員会

(役員会の構成)

第24条　役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第25条　役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1)　総会に付議すべき事項

(2)　総会の議決した事項の執行に関する事項

(3)　その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第26条　役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

2　会長は、役員の2分の1以上から会議の請求があったときは、その請求のあった日から14日以内に役員会を招集しなければならない。

3　役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第27条　役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数)

第28条　役員会には、第19条、第20条、第22条及び第23条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第6章　資産及び会計

(資産の構成)

第29条　本会の資産は、次の名号に掲げるものをもって構成する。

(1)　別に定める財産目録記載の資産

(2)　会費

(3)　活動に伴う収入

(4)　資産から生ずる果実

(5)　その他の収入

(資産の管理)

第30条　本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第31条　本会の資産で第29条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において4分の3以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第32条　本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第33条　本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2　前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていな

い場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第34条　本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第35条　本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終わる。

第7章　規約の変更及び解散

(規約の変更)

第36条　この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、福津市長の認可を受けなければ変更することはできない。

(解散)

第37条　本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

2　総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければな

らない。

(残余財産の処分)

第38条　本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第8章　雑則

(備付け帳簿及び書類)

第39条　本会の主たる事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(委任)

第40条　この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

附　則

1　この規約は、　　　年　月　日(市長による地縁団体認可日)から施行する。

2　本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第33条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

3　本会の設立初年度の会計年度は、第35条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から　　　年　月　日までとする。

**認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類**

総会議事録

１　日　時

２　場　所

３　会員の現在数　　　　　　　　　　　　　　　　人

４　会員の出席者数　　　　　　　　　　　　　　　人

　　（書面表決者及び表決委任者を含む）

５　開催の目的

地方自治法第260条の2に基づく「地縁による団体」を設立し地域的な共同活動を円滑に行うことについて、賛同と承認を得るため並びに団体の運営及び資産の維持管理などにつき必要な事項を定めるため。

６　審議事項及び議決事項

(1) 地縁による団体を設立することについて、地区の出席住民の賛同を得

た。

(2) 構成員について、参加者全員が団体の構成員となることの賛意を得た。

(3) 団体の規約について、案を審議し、決定した。

(4) 団体の代表者等役員の選出について、団体設立の賛意を受けた者の中

から５人の役員を選出し、賛同を得た。

 (5) 　　　年度の事業計画及び事業予算について協議し、決定した。

７　議事の経過の概要及びその結果

発起人による参会の趣旨説明の後、「地縁による団体の設立」総会とす

ることの賛同を得、議長及び議事録署名人の選出を行った。

議長の議事運営により、「地縁による団体の設立」の議案について審議

し、可決した。

８　議事録署名人の選任に関する事項

議長の指名により、次の２名を議事録署名人とし、この賛同を得た。

 氏名

 氏名

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名押印す

る。

　年　月　日

議　長 　　　　　　　　　　㊞

議事録署名人　　　　　　　　　　㊞

議事録署名人　　　　　　　　　　㊞

**申請者が代表者であることを証する書類**

総会議事録

１　日　時　　　　　 　　　　 年　 月　 日　　時から　　時まで

２　場　所

３　会員の現在数　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　人

４　会員の出席者数　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　人

（書面表決者及び表決委任者を含む）

５　開催の目的

「地縁による団体」の設立を行うにあたり、福津市長に認可申請を行う

場合の団体代表者として１名を選任するため。

６　審議事項及び議決事項

「地縁による団体」の代表者について、構成員の中から人格が高潔で知

識経験を有する者１名を選任した。

７　議事の経過の概要及びその結果

議長により、議案「役員の選出について」を審議し、多数の賛同をもっ

て、次の者を団体の代表者とした。

代表者

８　議事録署名人の選任に関する事項

議長の指名により、次の２名を議事録署名人とし、この賛同を得た。

 氏 名

 氏 名

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名押印する。

　年　月　日

議　長 　　　　　　　　　　㊞

議事録署名人　　　　　　　　　　㊞

議事録署名人　　　　　　　　　　㊞

**申請者が代表者となることの承諾書**

地方自治法第260条の２第１項の規定による地域的な共同活動を円滑に行うための認可申請の代表者となることについて、承諾致します。

　　住所

　　氏名

　　生年月日　　　　　　　　　年　　月　　日（　　歳）

 　年 　月 　日

　　 　　 　　総会議長

年　　月　　日

裁判所による代表者の職務執行停止等の有無について

団体名

代表者名　　　　　　　　　　　印

1. 裁判所による代表者の職務執行停止の有無　（　有　・　無　）
2. 裁判所による代表者の職務代行者の有無　（　有　・　無　）

有の場合 氏名 　　　　　　　印

 住所

1. 代理人の有無　（　有　・　無　）

有の場合 氏名 　　　　　　　印

 住所